

契約管財課

工事前払金制度の拡充について

1 経緯

区は、発注した工事について、適正な施工等の確保及び受注者の資金調達の円滑化を図るため、港区契約事務規則及び港区公共工事の前払金取扱要綱に基づき、当該工事契約に係る必要な経費（工事の材料費、労務費等）の用途に限り、工事前払金制度を実施しています。

平成27年7月には、工事前払金制度を拡充し、契約金額130万円超の工事請負契約を対象に、前払金の限度額を1億円から2億円に引き上げました。

今般、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、建築資材の輸入の停滞、製品工場の稼働縮小等の状況があり、工事事業者の事業運営に影響を及ぼしています。

前払金は契約金額の4割を超えない範囲内で、上限2億円と定めていることから、区立学校の新築等の大規模工事の場合は、契約金額の10分の4に相当する金額が支払われず、上限の2億円が支払われています。

また、予定価格が10億円以上の場合は、港区建設工事等の共同施工方式に対する発注取扱要綱に基づき、受注者を共同企業体とするとしているため、前払金は共同企業体の構成員で配分することとなります。

これらのことから、区は、多くの工事資材、労働者等を要する大規模工事において、受注者の資金調達の円滑化を一層支援し、適正な施工を確保するため、工事前払金制度の拡充を図ります。

2 工事前払金制度の拡充内容

項目	変更前	変更後
工事前払金限度額	2億円	4億円
対象とする工事契約	130万円超	変更なし
前払金の契約金額に対する割合	10分の4	

3 適用

令和2年7月1日以降に公表する工事発注案件から適用します。